

○経済産業省告示第九十二号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月十四日

経済産業大臣 齋藤 健

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第一条 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第五百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(容器再検査における容器の規格)</p> <p>第二十二條 「略」</p> <p>2 規則第二十六條第四項第三号、同條第五項第四号及び同條第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一の三 「略」</p> <p>一の四 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。)にあっては刻印等において</p>	<p>(容器再検査における容器の規格)</p> <p>第二十二條 「略」</p> <p>2 規則第二十六條第四項第三号、同條第五項第四号及び同條第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一の三 「略」</p> <p>一の四 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月又</p>

示された容器検査年月又は製造年月から二十年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月を経過していないこと。

一の五 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

二・三 「略」

は製造年月から十五年を経過していないこと。

「新設」

二・三 「略」

備考 表中の「」は注記である。

(国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一

部改正)

第二条 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義等)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。</p>	<p>(用語の定義等)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。</p>

）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一～六 「略」

七 耐圧試験圧力 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める数値

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用
容器 最高充填圧力

ロ・ハ 「略」

ニ 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装

置用容器 最高充填圧力の五分の六倍の圧

力の数値

）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一～六 「略」

七 耐圧試験圧力 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める数値

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用
容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車
燃料装置用容器 最高充填圧力の五分の六

倍の圧力の数値

ロ・ハ 「略」

「新設」

八 「略」

九 充填可能期限年月 次に掲げる容器の区分に
応じてそれぞれ次に定める年月

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用

容器 容器を製造した年月（容器の製造過程で行われた耐圧試験又はその容器製造業者による最終検査に合格した年月をいう。

）の前月から起算して二十五年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月を経過した年月

八 「略」

九 充填可能期限年月 次に掲げる容器の区分に
応じてそれぞれ次に定める年月

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用

容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 容器を製造した年月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した年月をいう。以下単に「容器を製造した年月」という。）の前月から起算して十五

年を経過した年月（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものに用い

2

〔略〕

ロ・ハ 〔略〕

ニ 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 容器を製造した年月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した年月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した年月

2

〔略〕

ロ・ハ 〔略〕

〔新設〕

る国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器を製造した年月の前月から起算して二十年を経過した年月と定めた場合には、当該年月）

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器
及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置
用容器のサイクル試験等)

第十五条 容器は、容器の型式ごとに、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第三百三十四号^{5.1}から^{5.4}までに定めるサイクル試験その他の試験を、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第四百十六号^{5.1}から^{5.4}までに定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならぬ。ただし、型式承認を受けた容器の型式について、協定規則第三百三十四号附則⁷に定める設計変更をしようとするとき

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器
及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置
用容器のサイクル試験等)

第十五条 容器は、容器の型式ごとに、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第三百三十四号^{5.1}から^{5.4}までに定めるサイクル試験その他の試験を、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第四百十六号^{5.1}から^{5.4}までに定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならぬ。ただし、型式承認を受けた容器の型式について、協定規則第三百三十四号附則⁷に定める設計変更をしようとするとき

は、協定規則第三百三十四号5.1.から5.4.までに定めるサイクル試験その他の試験に代えて、当該設計変更の区分に応じてそれぞれ協定規則第百三十四号附則^ニに定めるサイクル試験その他の試験とすることができる。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガスの種類、圧力及び内容積)

第二十三条 規則第五条第一項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器に充填する水素ガスは、国際標準化機

は、協定規則第三百三十四号5.1.から5.4.までに定めるサイクル試験その他の試験に代えて、当該設計変更の区分に応じてそれぞれ協定規則第百三十四号附則^ニに定めるサイクル試験その他の試験とすることができる。

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガスの種類、圧力及び内容積)

第二十三条 規則第五条第一項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器に充填する水素ガスは、国際標準化機

構が定めた規格 ISO 14687 (2019) 及び SAE J1719 (2020) に適合するものであること。

二・三 [略]

(容器再検査における容器の規格の基準)

第五十一条 規則第十七条第一項第三号及び同条

第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、

次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める期間を経過していないこと。

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用
容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車

構が定めた規格 ISO 14687-1 (2011) 及び SAE J1719 (2011年9月改訂版) に適合するものであること。

二・三 [略]

(容器再検査における容器の規格の基準)

第五十一条 規則第十七条第一項第三号及び同条

第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、

次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める期間を経過していないこと。

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用
容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車

燃料装置用容器 刻印等において示された

充填可能期限年月

二・三 [略]

ロ・ハ [略]

2 [略]

燃料装置用容器 刻印等において示された

製造年月から十五年（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの）に用いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器の充填可能期限年月を当該容器を製造した年月の前月から起算して二十年を経過した年月と定めた場合には、その期間）

二・三 [略]

ロ・ハ [略]

2 [略]

(品質管理の方法及び検査のための組織に係る
試験)

第五十八条の二 規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第百三十四号9.2に定める耐圧試験その他の試験とし、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第四百十六号9.3.に定める耐圧試験その他の試験とする。

(品質管理の方法及び検査のための組織に係る
試験)

第五十八条の二 規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第百三十四号9.3に定める耐圧試験その他の試験とし、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第四百十六号9.3.に定める耐圧試験その他の試験とする。

(登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

第五十九条 規則第五十三条第一項の経済産業大臣が定める方式は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一～十 「略」

十一 容器を製造した年月(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては容器の製造過程で行われた耐圧試験又はその容器製造業者による最終検査に合格した年月、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した年月をいう。)

(登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

第五十九条 規則第五十三条第一項の経済産業大臣が定める方式は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一～十 「略」

十一 容器を製造した年月(国際相互承認水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に限る。)

十二ノ十九 「略」

2 「略」

3 規則第五十三条第二項の経済産業大臣が定める方式は、前二項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように、票紙に表示したものをフープラップ層の見やすい箇所¹に巻き込む方式又はアルミニウム箔に打刻したもののその他適当な材質に表示したものを容器の外面の見やすい箇所²に取れないように貼付する方式とする。

十二ノ十九 「略」

2 「略」

3 規則第五十三条第二項の経済産業大臣が定める方式は、前二項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように、票紙に表示したものをフープラップ層の見やすい箇所¹に巻き込む方式又はアルミニウム箔に打刻したもののその他適当な材質に表示したものを容器胴部の外面²に取れないように貼付する方式とする。

備考 表中の「¹」は注記である。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年六月十五日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第一条第一項第七号イ及びニ並びに第九号イ及びニ、第十五条、第二十三条第一号、第五十一条第一項第一号イ、第五十八条の二並びに第五十九条第一項第十一号及び第三項の規定の適用については、この告示の施行の日から令和九年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることとがで
きる。